

船橋市社会科セミナー通信 第166号

7.11日報告

勉強会会場はいつもの「プラウドタワー船橋」。

今回の出席者は、①会場担当で事務局長の大野 肇先生(行徳高校)と②佐藤一巳③富澤眞也(旭中)④田邊順基(前原中)の各先生と⑤会長の池田義光の合計5名。今回は残念ながら目標の10名には達することができませんでした。

1本目: 日本史 奈良時代

大野肇 先生 (行徳高校)

大野先生は今年は高等学校で「日本史」を教えています。

今回は大野先生が「奈良時代」について、本セミナー用に報告してくれました。

1 平城京の時代

710(和銅3)年、元明天皇の時に、都が藤原京から平城京に移された。その後聖武天皇の時代に恭仁京・難波宮・紫香楽宮など、たびたび遷都が行われたが、平城京は、784年の長岡京遷都までの75年間、宮都として発展した。平城京と地方の役所(国衙)を結ぶ道路も整えられ、朝廷の支配は遠くまで及ぶようになった。都には東西の市が開かれ、和同開珎などの貨幣も鑄造されるなど、経済が発達した。

また、この時代、政府は開墾を奨励し、723(養老7)年に三世一身法、743(天平15)年い墾田永年私財法が出された。これによって開墾地に対する権利が認められるようになり、耕地が広がった。こうした土地政策は、初期荘園といわれる私有地の拡大につながった。また、重税になどによって多くの困窮する農民が生まれた。

2 藤原氏の進出

平城京への遷都を中心になって進めた藤原不比等は、天皇家と婚姻関係を結ぶなど、藤原氏の栄華の基礎を築いた。不比等の死後、やがて皇族出身の橘諸兄が政権を握り、唐から帰国した吉備真備や玄昉らが重用された。740(天平12)年に九州で、不比等の孫の藤原広嗣が真備や玄昉らの排斥を目指して大規模な反乱を起こした(藤原広嗣の乱)。乱はまもなく鎮圧されたが、こうした政治状況や飢饉や疫病などの社会不安が高まったため、聖武天皇は遷都を繰り返した。さらに聖武天皇は、741(天平13)年に国分寺・国分尼寺建立の詔、743(天平15)年に大仏造立の詔を出し、仏教の力によって政治の混乱や社会の動揺を鎮めようとした。聖武天皇の後の孝謙天皇の時、752(天平勝宝4)年に東大寺大仏の開眼供養が行われたが、政治の混乱はおさまらなかった。

一方、橘諸兄のあと、藤原仲麻呂が政治の実権を握ったが、その後、孝謙天皇の信頼を得た道鏡が権力を握った。しかし孝謙天皇の死後、道鏡は失脚し、その後は藤原氏一族が政治の主導権を握った。

3 天平文化

この時代、たびたび遣唐使が派遣された。多くの学問僧や留学生も海を渡り、彼らによって唐の学問・文化が伝えられ、仏教を中心に、唐の文化の影響を強く受けた国際色豊かな天平文化が開花した。鑑真らの渡来僧が新しい仏教を教え、南都六宗と呼ばれる仏教研究の諸学派が形成された。また『古事記』『日本書紀』といった歴史書が完成し、各地の産物・伝承を記した『風土記』も作られた。和歌も盛んとなり、約4500首をおさめた『万葉集』が作られた。

2本目: 大学入試日本史問題から 1

池田義光

II 次のA～Fの各文の下線部には誤りを含むものが一つある。各文の下線部(1)～(4)から誤りを含むものを選び、その番号をマークしなさい。

- A 6世紀の大和政権は各地を支配する豪族の連合政権の段階であり、中央集権的な権力の集中はまだみられなかった。そのなかで587年に大臣の蘇我馬子が大連の物部守屋を滅ぼし、592年には崇峻天皇を暗殺して政治権力を握った(1)。その後、推古天皇が即位し、蘇我馬子や聖徳太子の協力態勢をつくり、天皇中心の中央集権国家の形成をめざして(2) 八色の姓や憲法十七条を制定し、(3) 遣隋使の派遣や法隆寺の建立などを行った。(4)
- B 7世紀の東アジアの動乱を背景に我が国でも権力の集中をめざす動きが強まり、640年、中大兄皇子は藤原不比等らの協力を得て蘇我蝦夷・蘇我入鹿を滅ぼし、孝徳天皇が即位し、中大兄皇子を皇太子とする新政権が樹立された。翌年、「改新の詔」が出され、「公地公民制」や「中央官庁の整備」などにより、天皇中心の中央集権の国家をめざすことになった。(4)
- C 朝鮮半島では、660年に唐と新羅が連合して百済を滅ぼした。齊明天皇と中大兄皇子は、百済の再興をめざす遺臣を(4)援する大軍を朝鮮半島に送るが、663年に白村江の戦いで唐・高句麗の連合軍に敗北した。664年、中大兄皇子は国政改革を断行して(2) 豪族を再編成するとともに九州の防衛に専念し、668年に(3) 即位して天智天皇となり、670年には庚午年籍を作成した。(4)
- D 天智天皇の子の大友皇子と天智天皇の弟の大海人皇子との間の皇位継承をめぐる争いは、672年に壬午の乱となった。この乱は大海人皇子側の勝利で決着し、大海人皇子は翌年即位して(4) 天武天皇となった。(2) 乱の結果、大友皇子側について有力豪族は没落し、強大な権力を手に入れた天武天皇を中心に、(4) 中央集権的な国家体制の形成が進み、やがて大陸にならった律令国家が実現することになる。
- E 天武天皇は律令の制定・国史の編纂・都城の造営という諸事業に着手するが、その完成を見(4) 686年に死去した。天武天皇の皇后であった持統天皇は、689年に飛鳥浄御原宮令を施行し、庚寅年籍という戸籍を(2) 690年に完成させた。そして694年、我が国初の本格的都城である長岡京に遷都した。また持統天皇は孫の文武天皇が即位した後も(3) 太上天皇として天皇を後見した。こうして、701年、大宝律令が完成し、天皇中心の中央集権国家の仕組みは律令制度として整ったのである。(4)
- F 元明天皇は710年、平城京へと遷都した。仏教を厚く信仰した聖武天皇は741年に国分寺建立の詔を出(1)、743年に大仏造立の詔を出した。これらのことは天皇中心の中央集権国家の国力の充実を示す(2)ものである。ところが、同じ743年に出した班田収授法の影響は大きかった。この法は、耕作されていない土地の開(3)発を奨励し、国家の掌握する田地を増加させようという政策であったが、一方で貴族・寺院・地方豪族の私有地拡大を認める(4)ことになり、公地公民制の原則を揺るがすこととなった。

2本目: 知っ得ニュース 36

池田義光

今回も会員の皆さんが知っておくべきニュース、知って得するニュースをとりあげて、その解説を行いました。「知っ得ニュース」も毎月1本報告して今回で36回目になりました。

[1] 安保法制整備法案について教えてください。

1 政府が、安全保障に関する法案について国会に提出している2つの法案を教えてください。

(1) 日本の平和と安全に関する9法とPKO協力法の10法を改正する一括法案

自衛隊法改正…自衛隊による海外法人の救出などを可能に

武力攻撃・存立事態法(武力攻撃事態法から改称)…集団的自衛権の行使を可能に

重要影響事態法(周辺事態法から改称)…重要影響事態での他国軍への後方支援の拡充

国連平和維持活動(PKO)協力法改正…PKO類似の「国際連携平和安全活動」への参加など

(2) 国際社会の平和と安全に関する「国際平和支援法案(新法)」

国連決議に基づいて活動する米軍や多国籍軍に対する自衛隊の後方支援を随時可能に

2 政府提出の安保法案で争点になっていることは何ですか？

(1) 限定的な「集団的自衛権」は憲法上認められるか？

- ① 個別的自衛権は憲法上認められる
- ② 限定なしのフルスペックの集団的自衛権は憲法上認められない
- ③ 武力行使の高三要件を満たせば憲法上認められる(政府) VS 認められない(多くの憲法学者)
★ 武力行使の高三要件
= 1) 日本が存立危機事態 2) 他に適当な手段がない 3) 必要最小限の手段

(2) 自衛隊の活動はどこまで広がるのか

- ① 自衛隊が武力行使を目的に海外に行くことは憲法上禁じられているが、現在でも後方支援は認められる場合がある。
- ② 従来は、今はもちろん戦闘が起きていないし、将来も自衛隊の活動期間中を通じて戦闘が起きない場所(=非戦闘地域)でしか、活動できないとしてきた。
今回の法案では、現に戦闘行為を行っている現場以外なら活動できる
- ③ 今回の法案では、今まで認めていなかった「弾薬を他国軍に渡すこと」や「発進準備中の戦闘機に燃料を入れること」などもできる
- ④ 日本が直接攻撃された訳ではないが、放置したら日本の平和と安全に「重要な影響を与える事態」について、これまでは「周辺事態法」で日本の防衛のために活動する米軍を自衛隊が「日本の周辺に限り」後方支援できることになっていた。
今回の法案では、「周辺事態法」を「重要影響事態法案」に改めて、地理的制約をなくした。
(中東やインド洋でもどこでも、重要影響事態なら後方支援できる)
- ⑤ 従来はアメリカ軍の後方支援のみ可能だったが、オーストラリア軍など日本と密接に関係があると認められる軍の後方支援が可能になる。

[2] その他

1 中国が今、南シナ海で進めていることは？

中国は今、南シナ海のスプラトリー(南沙)諸島の現状変更の動きを進めている

2 米「タイム」誌が選ぶ「世界で最も影響力のある100人」に選ばれた日本人2人は？

- (1) 村上春樹氏
- (2) 近藤麻理恵氏

近藤麻理恵氏著『人生がときめく片づけの魔法』が世界でシリーズ300万部突破！
⇒コンマリ式の片づけを実践する人がたくさんいる

3 世界の「観光力」は1～3位の国は？

- (2) ベスト5は①スペイン②フランス③ドイツ④アメリカ⑤イギリス
- (3) 日本は第9位。「客の扱い」部門で世界一。「従業員の訓練」部門が世界第2位。

4 日本の国の借金ほどのくらい？ ⇒約1053兆円。

5 デジタル教科書導入について、説明してください

- (1) 文部科学省は、タブレット式の情報端末を使った「デジタル教科書」導入に向け、有識者会議を設置して検討を始める。早ければ2020年度から導入を目指す。
- (2) 「デジタル教科書」は公立小中学校の全教科の教科書をタブレット端末1台にまとめ、すべての児童生徒に1人1台ずつ無償配布をめざす。
- (3) 英語や音楽は音声を使った体験学習がしやすくなるほか、算数・数学では図形を立体的に学ぶことができるなどのメリットがあるという
- (4) 検討事項としては、現行の教科書法では、教科書は「紙」であることが定められていることや、現在はない、音声や動画の検定方法のことなどがある。

6 政府が6月15日の閣議で承認した新しい国は？

- (2) 「ニウエ」は、ニュージーランドの北東約2400kmにあり、面積は日本の鹿児島県・徳之島とほぼ同じ。人口は約1500人。

- 7 日本の2014年度の経常収支は赤字ですか、黒字ですか？ 7兆8千億円の黒字。4年ぶり。
- 8 5.14の教育再生実行会議の第7次提言(これから求められる教育)を教えてください
- (1)政府の教育再生実行会議は、これからの時代に求められる能力に対応した教育や教員の在り方について、5月14日、安倍首相に提言した。
- (2)第7次提言の骨子
- ①教員養成
- 1)教職経験などに応じて求められる能力を育成指標を用いて明確化
 - 2)教員採用試験での筆記試験の共通化
- ②英才教育
- 1)各分野で特に優れている子どもの才能を伸ばす指導を充実
例えば、大学の教官による教育を早くから受けられるようにするなど
 - 2)義務教育段階で習熟度別授業の充実
- ③新たな指導
- 1)主体的に学ぶ「アクティブラーニング」が重視されるように学習指導要領を工夫
 - 2)1人1台のタブレットPCの配布や電子黒板の配備を進める
- 9 今年5月から東京都北区議会で、聴覚障害を持つ議員が議場でやりとりできるシステムが導入されたのはなぜ？
- 10 政府・与党が6月24日までの国会の会期を、95日延長したのはなぜか？
- (1)政府・与党は、集団的自衛権の限定的行使などを可能とする安全保障関連法案の成立を期すには、大幅な会期延長が避けられないと判断した。
- (2)参議院で60日以内に議決されない場合、憲法59条の「60日ルール」に従って、衆議院で出席議員の3分の以上の賛成で再可決すれば、法案が成立するため
- 11 飲料自販機2強時代到来とは？
- 12 「イスラム国」の最近の攻勢について、説明してください。
- 13 中教審の「チーム学校」構想について、あなたはどのように思いますか？
- (1)文科相の諮問機関「中央教育審議会」がまとめた提言で、これからの学校は「教員だけでなく、心理や福祉などの専門スタッフや事務職員らが力を合わせてチームとして支えよう」というもの。
- (2)具体的には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校職員として法令に位置付け、小中学校全校配置することを考えている。
- (3)ところが財務省は文科省に教員の数を抑えるように求めている。

8月セミナー予定 8月1日(土)

＜勉強会＞は、**プラウドタワー船橋1階入口 3時集合**
皆川征夫名誉会長の講演

※終了後 **船橋駅周辺で 6:30頃から＜懇親会＞**

⇒出欠席を **16日前までに池田宛てにお知らせください**



プラウドタワー(船橋北口)

〔お知らせ〕昨年度4月から、「社会科セミナー通信」の掲載及びセミナーへの出欠の連絡は、「船橋市社会科セミナー」のホームページで行っております。〈船橋市社会科セミナー〉で検索できます。